

豊中市条例第 号

市営住宅条例の一部を改正する条例

市営住宅条例（昭和 3 6 年豊中市条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に，傍線で示すように改める。

（ 現 行 ）	（ 改 正 後 ）
（入居手続） 第 8 条 入居決定者は，市長の指定する期日までに<u>連帯保証人の連署した市営住宅使用証書（市規則で定める特別の事情がある者については，当該連署を除く。）</u>に敷金を添えて市長に提出しなければならない。 <u>2 前項に規定する連帯保証人の資格その他については，市規則で定める。</u>	（入居手続） 第 8 条 入居決定者は，市長の指定する期日までに市営住宅使用証書に敷金を添えて市長に提出しなければならない。

附 則

- 1 この条例は，令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の市営住宅条例第 8 条の規定は，この条例の施行の日以後になされた入居の申込みに係る入居手続について適用し，同日前になされた入居の申込みに係る入居手続については，なお従前の例による。